

## 令和7年度第2回鋸南町地域公共交通活性化協議会 議事要旨

- 1 開催日時 令和8年1月19日（月）  
午後2時00分から午後2時55分まで
- 2 開催場所 鋸南町役場 3階 大会議室
- 3 出席者 別紙「出席者名簿」のとおり

### 4 会議の概要

#### (1) 開会

事務局から開会が宣言された。

#### (2) あいさつ

鋸南町地域公共交通活性化協議会会長 内田 正司氏があいさつを述べた。

#### (3) 議題

##### ①地域公共交通（素案）について

委託業者であるランドブレイン(株)から鋸南町地域公共交通計画（素案）について説明を行った。議長から質疑及び意見を求めたところ、次の発言があった。

##### ○鈴木辰也委員 鋸南町商工会

P26からの第3章の実施事業の実施スケジュールがそれぞれ示されており、令和8年度から令和12年度まで毎年やりながら、PDCAを回していくという説明だった。実際これからどういう事業をから行っていくのかは、まだこの次の段階という説明だったが、実際今この素案を見て本当にこれで何を令和8年度にやって、何を令和9年度にやっていくというのが、私には今の説明だと全く見えない。

それぞれ事業が1～10まであるができれば何年度にまず何を行うか、循環バスの再編についても今までもいろいろとバス停についても、運行時間についても見直しをしてきて、まず何を第1にやらなければならないのかが、この計画では今の説明では私にはわからなかった。

最初の計画には、そういったことまでは含めず、こういう大まかな5年度の間には再編・検討・運行を毎年毎年どのようにかはわからないが実施し、その都度PDCAを行い結果を検討してまた翌年度見直すというようにやっていくのか。循環バスは車両を小さくして、使い勝手を良くしてとか、そういったことが今の説明だとわからないので、どのように実施していくのかをお伺いできたらと思います。

##### ●吉田総務企画課長

循環バスにつきましては、町の公共交通の中で一番大きい部分になると思います。循環バスは今起債を借りておりまして、償還が令和10年度で終わる予定です。その

後ですね、すぐにぱっと変えることではなくて、どのような方法がいいのかも検討しながら進めてまいりたいと考えております。

その他の部分につきましては、周知やいろいろすぐに対応できる部分もありますので、この10の事業を進められるところから順次進めてまいりたいと考えています。その辺も含めまして、また他の年度が変わっていくといろいろな状況も変わってくると思いますので、その辺も含めながらですね、努力してまいりたいと考えています。

○中村 基委員 鋸南町議会議員

私も鈴木委員と実際一緒ですが、素案のことに関して申し上げますと2点その他で1点ご質問します。まず、素案のことで申し上げます。P33の評価指標についてですが、この評価指標ですが、私は公共交通の利用者満足度が本当は一番だと思います。地域公共交通の利用者割合とか、年間利用者数を増やすことは本当に評価の目標値になるのでしょうか？

地域公共交通を上げるために日常の足が困っているというか、高齢者の例でいえば、高齢者の日常の足をカバーするという意味で、例えば免許返納が、健康寿命を延ばすことによって、マイカーの利用が増え、マイカー利用が継続できればいいわけで何をやりたいのかは、要するに地域住民の日常の足を確保することだから私は公共交通の利用者の満足度があって、その他は枝葉の話だと思います。ただ総合計画でも、この評価指標があり、循環バスの年間利用者数とか。やはりもう1度考え直す必要があるのではないかとこれが一点目。

素案について質問の2点目ですが、ランドブレイン(株)さんにお伺いしたいのが、この素案は、鋸南町の現状を表しており、この方向性というのもある程度みんな理解しています。地域住民は全国の成功事例とか、また国が進めている施策としてどういうものがあって、どういうところに課題があってどう乗り越えたのかという知見をおそらく持っておられると思うので、そういうものが本当はこの公共交通計画の中に織り込まれていて欲しいと私は思います。こういうデータとか方向性とかは、我々デマンド交通、循環バスアンケートや、データの分析を散々やってきています。方向性も、もうまさにこういうことだと思いますが、この素案を叩き台にして、その先に進むには、何か一步個人的には何も変わってないと大変失礼な言い方ですけど思います。素案として外部に提出する分にはいいのかもしれないが、これが一体、実際に生きていくのかということが、どうも個人的にはわかりません。

質問の3点目ですが、これは素案についてではないのですが、まさにデマンドの実証実験を1年半前に実施して終わっています。それ以降、公共交通は何ら変わってない。環境変化はどんどん激しく動いている中で、住民達は自分達の免許を返納した後、どのように日常の足を確保していくのかを一生懸命考えており、我々議員も一生懸命考えそういうことを望んでいます。そのときに5年間の計画を1年ごとにPDCAを回すって、私には申し訳ないですけど理解できない。本来は、鋸南町の今既存の公共交通手段があり、この交通手段を組み合わせ、どういう形が構想にな

っていくのかということ、本来は先に作って、それをもう少なくとも半年、長くても1年以内に実現するような実行スケジュールを作る必要があるのではないかと  
いう中で、お伺いしたいのですが、これを実現するための会議体というか、組織は  
どういうものを考えているのか。今の話でいくと、またこういう会議を1年に1回  
開催するというが、それは協議会であって実際の実行部隊っていうのはどういう構  
想・計画を立て、誰がどういう役割をいつまでにとすることは誰がやるのか。これ  
がないと回らないのではないかと、まさに町民が求めているのが、そこだと私は思  
います。どういう時間感覚でどういう進め方をしようとしているのか。私は積極的に  
関わりたいです町民のために実現するので、そこはどう考えているのか。

### ●ランドブレイン(株)

まずP33の評価指標です。ご指摘があった満足度という指標が大事ということも  
あります。ただ一方で国の指針等におきましては推奨している数値としては、年間  
利用者数・行政負担額・収支率この3本は、まずは入れないといけない部分があり  
ます。今回町営循環バスの年間利用者数という数値は必ず必要になってくるという  
ことはご理解いただければと思います。その上でそういったことでこの評価指標を  
作成しているという状況です。

成功事例ということですが、何をもって成功事例というのかは難しいのが正直あ  
ると思います。例えばデマンド交通があるところで、成功というか、先進的な取り  
組みとしてご紹介があった部分がありますが、多分その切り口によって成功と言  
える部分があると思います。そういった中で、各全国あるいはその他のところでや  
られている取り組みも含めて、ここで特に実施事業等を整理している部分があり  
ます。そういった中で、もう少しその辺の事例とか取り組みも踏まえて新しい取  
組みも含めて、その事業の中に書き込んでほしいという部分かと思  
います。

その辺をどこまで書くかは、事務局と相談はあるかと思  
います。ただ一方で言  
えばその自治体によってその成功事例ということで、素案に掲載することによ  
って、そうなるというように、誤解を招く恐れがあるため、事例を載せてない自治  
体も正直あります。その辺も含めて、あまりマッチしない事例を載せても仕方ない  
と思いますので、その辺は事務局と相談をして載せるとしたら、第3章の部分に該  
当してくると思いますが、この辺である程度町の方向性と合うような成功事例  
というスタンスで必要に応じて、その辺の事例等を追加していくことは考えら  
れると思  
います。

それと、令和8年度以降につきましてはどういう形でこの各事業を展開して  
いくのか、こういった会議を年に1回2回開催という形でやっている事例もあ  
りますし、もう少しブレークダウンして何か分科会とか委員の方を絞った形で、  
その中で議論をしたものをこの会議で上げるというような会議体でやっている  
ケースもあるかと思  
いますので、まずはそういったことのやり方等については事務局と相談を  
して、どういう形であれば、その実効性の高い体制になるのかということ  
は検討が必要かと思  
います。

○中村 基委員 鋸南町議会議員

質問の2つ目の回答で別に成功事例を書いて欲しいわけではなく、これだけデータ収集し、分析されたのですから鋸南町の中でどういう形があり得るか。

例えばスクールバスの問題、公共の公用車の問題、それから例えば、富山県の朝日町で実施している『ノッカルあさひまち』というシステムもありますよね。そういういろいろな全国の事例の中で鋸南町の中で展開できるものはないのかということをお伺いしたい。決して事例を記載してくださいと言っているわけではありません。今回のランドブレイン(株)さんのゴールは計画を作ること、ですから私のちょっと認識がスタート地点から違っていた。私は鋸南町の構想をネットワーク交通網の構想を描くということまでいって、じゃあそれを実現するためにどうしたら我々はいいいのかということになるのかと思ったんです。残念ながら私の勘違いだった。

○平野 幸男委員 鋸南町社会福祉協議会

先ほどの会長の方から事業者の立場からの意見もということだったので、P28の【事業3】高齢者の移動支援の充実とありますが、運転免許証自主返納の方はここに書いてある四つの事業主体、これはそれぞれ事業参画していると思いますが、(カーぼら)と(ちょこボラ)については私ども社会福祉協議会が事業主体ということになっていて、事業主体が多岐にわたっていながら、書きぶりとしては、運転免許証の自主返納も(カーぼら)(ちょこボラ)もPRをして、さらに対象者や助成内容等について検討を実施するというので、少し行政側が主体となってやる事業と、外郭団体という行政以外の事業主体のところと整理して、行政がやる場合にはその検討を実施するという書き方でいいと思います。そうでない事業についてはやはり事業主体があるわけですからその辺を少し整理していただければと思います。

特に下の表にあるように周知PRについてはどの事業もやっていただいて結構だと思いますが、2つ目のこの制度の見直し検討というのは、何の制度を見直しするのか、例えば(カーぼら)の制度見直しだとすれば、社会福祉協議会が運輸局さんの方に更新登録して3年間ずつ、対象者も事業内容も決まっています。この制度見直しというのは何を指して、確かにこの令和8年に制度を拡充検討とありますが、少し何か不明確・不明瞭な感じがします。

その下の仕組み作りの検討というのも、本文を見ますと、(カーぼら)のドライバー確保に向けて支援体制などの仕組み作りということなので、支援体制はぜひ財政支援も含めてご検討いただければ社会福祉協議会も助かりますが、その仕組み作りの検討というのが私はこの文章を見てどういったイメージで先に進んでいくかわからなかったなのでその辺少し補足説明いただければと思います。

●ランドブレイン(株)

(カーぼら)のドライバー確保につきましては、確かワークショップも含めてかなり喫緊の課題というご意見等を賜ったという状況です。なかなかその辺がハローワークで周知PRという部分もあろうかと思いますが、その形でいいのか、もう少し行政の方も踏み込んだ形での支援ができないのか。そんなことについても、仕組み作

りという言葉があれなのかもしれないですけど、何らかの形でそのサポートをしながら取り組むことが必要ではないかと思ったところです。

それと、冒頭ご意見があった部分ですが行政が主体なのか、社会福祉協議会が主体なのかですが、まずは認識としてはこの計画そのものについては、別に行政が主体とかではなくこの協議会としての計画書になっています。なので、それ以外の部分、例えば JR さんが取り組む内房線につきましても、この協議会として別に検討を実施するというので、その主体としては JR さんがやるということになっていますので、行政がやる計画として全部記載しているということではないということは一度ご理解いただけたらと思っています。

あと、その対象者や助成内容等の検討ということにつきましては、確かご意見等を受けた部分があったので、今の形がいいのか、もう少し対象者を広げるとかについて意見があったので、そのような記載をしている状況です。

#### ○平野 幸男委員 鋸南町社会福祉協議会

事業主体の件については、そういった考え方であればわかりました。あと仕組み作りということはやはりそのサポートとか、そういったことで何かわかりやすく書いた方がいいと思います。全ての協議体が事業主体だというような考えだということですが、そうなってくると、先ほど別の委員からもあったように、その検討・協議・実施するっていうこの実施項目はですね、どういう協議体で、どんなメンバーでこの令和 12 年まで検討して実施していくのかということになると、全て協議会のメンバーを集めてやるのか。ここにある事業者の関係者だけ集めて検討するのか。そういった方法論がこの素案の中には不足していると思いますし、これをそれぞれの事業を検討・実施していくということになるとすごく複雑に工数というか、それぞれの負担も大きくなってくのではないかと思います。なので年度別の工程というのにも必要となってくると思いますし、協議体制というものもある程度明確にしておけばと思います。これは素案に書くか、それとも別の検討の資料として残しておくかは別にしまして、そういった必要性があるのではないかと思いますこれは意見です。

#### ●ランドブレイン(株)

今やられている（カーぼら）等につきましては、この協議会でなくて別の協議会で検討されているというのがベースにあると思いますので、そのあたりの文言も含めてですね、記載は考えたいと思っています。

#### ②その他

事務局から関東運輸局の令和 7 年度地域公共交通確保維持改善事業補助金の交付に伴い『令和 7 年度 鋸南町地域公共交通活性化協議会（千葉県鋸南町）（地域公共交通計画策定事業）』と『令和 7 年度 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（計画策定等に係る事業）』について説明を行った。

議長から質疑及び意見を求めたところ、特に質疑はなかった。

議長は、全議題の審議を終了した旨宣言した。

(4) 閉会

事務局より閉会が宣言された。